

茨城県知事選挙ポスター掲示板作成・設置・撤去業務委託仕様書

茨城県知事選挙に係るポスター掲示場における掲示板の作成、設置、保守管理並びに撤去については、本仕様書に定めるところによるものとする。

- 1 委 託 業 務 名 茨城県知事選挙ポスター掲示板作成・設置・撤去業務委託
- 2 履 行 場 所 稲敷市内
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年9月12日まで
ただし、設置期限及び撤去期限は指定した日とする。
- 4 掲 示 板 の 区 画 2段・6区画（1区画 縦・横45cm 注意書き欄、啓発欄を除く）
- 5 設 置 の 方 法 設置箇所・施設の構造に応じて、設置する（要協議）
※設置後瑕疵等が発生した場合は、早急に体制を確保すること。
- 6 設置（撤去）場所 市内全域179箇所
場所の詳細は別途指示する。
なお、撤去の際は設置部分を現状復旧すること。
※設置場所の関係者（土地所有者、管理者等）には、市より設置にかかる事前通知をするが、現地等で関係者に対応する場合は、設置の目的等を説明し理解を得ること。
- 7 損 害 賠 償 保 険 上記委託期間中下記の保険に加入すること。なお、保険加入後は、保険証の写しを選挙管理委員会に提出すること。（受託者負担により加入）
◎対人1名 100,000,000円
◎対物1事故 5,000,000円
※事故発生時には、速やかに選挙管理委員会に連絡のうえ、受託者の責任で一切の処理を行うこと。
- 8 ポスター掲示板規格 ①ポスター掲示板（以下「掲示板」という。）は枠組みとし、別紙のとおり作製すること。
②掲示板は、リサイクル処理が可能な再生パルプ耐水ボード（STボード）とし、耐水性を有するもので古紙等を再利用したもの（以下「ボード」という。）を用いること。また、ボードは表面・裏面ともポリ

エチレンフィルム等で防水加工してあるもので、糊、画鋏、ハンドタッカー等を使用できなくてはならない。

- ③掲示板の地色は白色とし、区画線幅を 0.5 cm以上の線をもって明瞭に区分し、区画の中央に番号を明瞭に表示すること。区画に表示する番号の並びは左端上段から左端下段の順に順次右へ同様の順に一連の番号を付すものとする。（注意書き欄、啓発欄の印字文字・書体・デザイン等は別途協議による）
- ④「再生パルプ耐水ボード」製造メーカー会社の発行する供給証明書を提出すること。

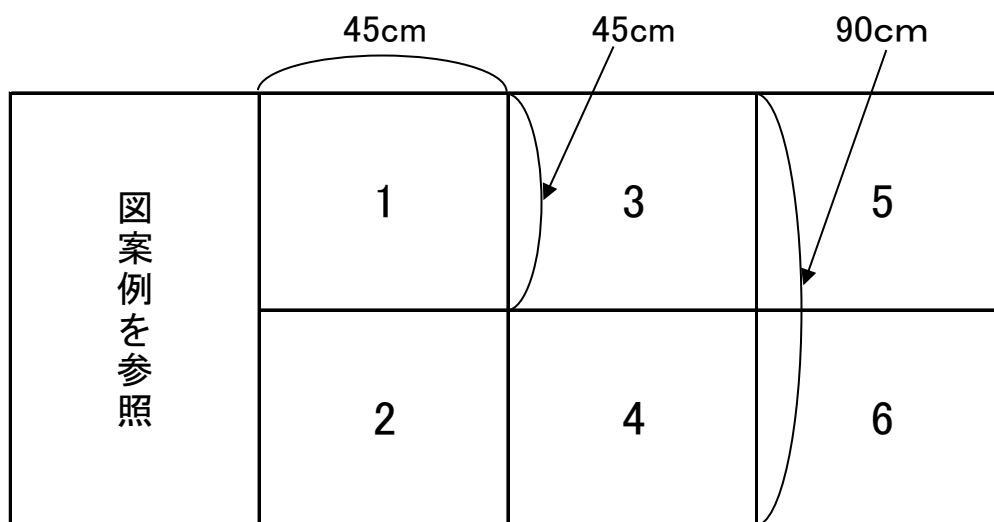
9 そ の 他

- ①急遽追加の区画増を行う場合があるので、その際には、選挙管理委員会事務局の指示を受けてから、現区画以降の掲示板を至急納品できるような体制を整えておくこと。
- ②設置に際しては掲示場番号を記入し、各々の設置完了写真（広範囲を基本とし設置場所を特定できるもの）及びそのデジタルデータ（J P E G形式）を提出すること。

(別紙)

【ポスター掲示場の規格】

(茨城県知事選挙)



(注意事項)

- 1 区画は、幅0.5cm以上の線をもって明瞭に区分すること。
- 2 区画に表示する番号は、黒色インク等で明瞭に記載すること。
- 3 掲示面の空欄については、啓発用の利用を考えてもよいものであること。この場合において、選挙を表す字句、投票日を周知させる字句及び投票時間を周知させる字句にとどめ、全体としてポスター掲示場の効力を損なわないよう配慮すること。

茨城県知事選挙 ポスター掲示場

注意

- ポスターは、指定された番号の区画にはってください。
- この掲示場は、茨城県知事選挙候補者以外の者は使用できません。
- 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

稲敷市選挙管理委員会



上半分については、黒色刷り

「9月7日 投票日」の文字は白抜き

囲いの部分は赤色刷り

「7」の数字は赤色刷り

投票時間 午前7時から午後7時まで

黒色刷り
(※「7」の数字以外)

茨城県知事選挙ポスター掲示板作成・設置・撤去業務委託

稲敷市 総務部 総務課

茨城県知事選挙ポスター掲示板作成・設置・撤去業務委託

名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
ポスター掲示板作成	2段・6区画	179	枚			
ポスター掲示板設置・撤去		179	箇所			
小 計						
消費税（10％）						
合 計						